

平成19年第1回大仙市議会臨時会会議録第1号

平成19年2月6日（火曜日）

議事日程第1号

平成19年2月6日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定（1日間）

第3 議長報告（例月現金出納検査報告）

第4 議案第1号 字の区域の変更について
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第5 議案第2号 財産の処分について
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第6 議案第3号 平成18年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第3号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第7 議案第4号 内小友財産区管理会財産区管理委員の選任について
（説明・質疑・討論・表決）

第8 議案第5号 大川西根財産区管理会財産区管理委員の選任について
（説明・質疑・討論・表決）

第9 議会運営委員会委員の選任

第10 大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の選挙

出席議員（29人）

1番 橋本五郎	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 佐藤孝次	8番 金谷道男	9番
10番 千葉健	11番 渡邊秀俊	12番 佐藤芳雄
13番 高橋敏英	14番 竹原弘治	15番 橋村誠
16番 武田隆	17番 斉藤博幸	18番 菊池幸悦

19番 大坂 義徳	20番 大山 利吉	21番 門脇 一男
22番 本間 輝男	23番 児玉 裕一	24番 高橋 幸晴
25番 佐々木 洋一	26番 大野 忠夫	27番 佐々木 昌志
28番 北村 稔	29番 鎌田 正	30番 藤田 君雄

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市長 栗林 次美	助役 久米 正雄
教育長 三浦 憲一	代表監査委員 田牧 貞夫
総務部長 老松 博行	企画部長 佐々木 正広
市民生活部長 高橋 源一	健康福祉部長 深谷 久和
農林商工部長 金 正行	建設部長 柴田 勝三
病院事務長 高橋 大樹	水道局長 田口 良邦
教育次長 相馬 義雄	教育次長 佐藤 康裕
総務課長 元吉 峯夫	

議会事務局職員出席者

局長 田口 誠一	副参事 高橋 薫
副主幹 伊藤 雅裕	副主幹 加藤 博勝
主任 菅原 直久	

午前10時00分 開 会

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより平成19年第1回大仙市議会臨時会を開会いたします。

市長から招集の挨拶があります。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 おはようございます。

本日、平成19年第1回大仙市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、議会から告示依頼がありました、議

会運営委員会委員の選任及び大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の選挙の2件のほか、協和地域船岡地区の県道唐松宇津野線の道路災害復旧工事に伴う字の区域の変更及び淀川財産区有地の財産処分並びにこれに伴う補正予算、内小友及び大川西根財産区管理会の財産区管理委員に係る人事案件の合計7件であります。

各案件につきましては、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、昨年来全国的に集団発生しておりますノロウイルスによる感染性胃腸炎に係る状況等についてご報告いたします。

大仙保健所を通じた県の発表によりますと、今年の冬は例年以上にノロウイルスによる感染性胃腸炎が全国的に発生しており、秋田県内においても平成17年度の1月下旬の集団発生、28施設821人に対し、本年度は1月下旬でその2倍以上の発生状況となっているとのことであります。

1月中旬に国立感染症研究所が「患者の報告数が減少した」とのコメントを新聞等で発表しておりますが、県では2月10日から冬季国体に全国から大勢の役員、選手団を迎え入れることから、保健所等を通じ感染の防止に努めていると伺っております。

市の関係機関における発生状況につきましては、昨年11月末に市立大曲病院の入院患者に感染症状が現れ、検体検査の結果、ノロウイルスによる感染と確定され、直ちに大仙保健所へ報告するとともに、院内消毒、面会制限、食器の変更等を実施し、12月中旬には終息したところであります。

11月末から12月下旬にかけて、老人介護保健3施設において、入所者及び職員に感染症状が現れ、各施設では嘱託医や保健所の指示を仰ぎながら、特別室へ発症者の移動や施設内の消毒、立入制限、食器の切り替え、手洗いの徹底等を行ったところであります。

年末、特別養護老人ホーム「福寿園」でノロウイルスの感染の疑いがある86歳の女性が亡くなりましたことにつきましては、非常に残念であり、改めて哀悼の意を表するとともにご冥福をお祈りするものであります。

また、12月下旬、大曲学校給食センターの調理員が感染症状に陥ったことから、児童・生徒への安全を考慮し、12月末の3日間、給食を緊急停止させていただきました。直ちに施設内全館の消毒、手洗いの徹底等を実施いたしましたが、その後の全職員による検体検査においても陽性者が多かったことから、冬期休業明けの1月15日から5日間、再び給食の提供を停止させていただき、保護者の皆様には、各学校を通じ文書によ

り弁当持参をお願いしたところであります。その後、感染症状が落ち着き、1月22日から給食を再開しております。

ご協力いただきました保護者の皆様に感謝を申し上げたいと存じます。

次に、2月1日から供用開始しているサン・スポーツランド協和体育館について申し上げます。

まちづくり交付金事業により平成17年12月から建設を進めておりました本体育館は、協和地域船岡地区の協和市民センター「和ピア」隣に完成したもので、鉄骨造り2階建て、バスケットボールコート2面が取れるアリーナをはじめ、格技場、エントランスホール、事務室を配し、延べ面積は2,697.08㎡となっております。

竣工式は3月25日の日曜日に、オープニングゲームとして地元協和中学校と大曲中学校の女子バスケットボールの試合を予定しております。

また、3月30日に竣工式を予定しております大曲南外学校給食センターにつきましては、平成17年11月から大曲地域の内小友中沢工場団地内に建設を進めていたもので、鉄骨一部2階建て、車庫棟などを含めた建物面積は2,475.35㎡であり、昨年12月20日に竣工しております。

本センターは、大曲・南外地域の9つの小学校、4つの中学校の給食を担当するもので、給食能力は1日当たり4,000食、安心・安全な給食を提供するため調理作業はドライシステム方式とし、環境に配慮した蓄熱式冷暖房システムを導入するとともに、地域の食文化・食教育の拠点となるセンターを目指しております。4月からはご飯給食を週4日、パンまたは麺を週1日とし、磁器食器を使用した学校盛りつけ方式で提供することとしております。

なお、愛称については地元小・中学生から募集し「スマイルランチ」と決定させていただきました。

最後に、市民賞の制定についてご説明いたします。

大仙市民賞は、芸術、文化、スポーツ、学術、その他の分野で市民の誇りとなる卓越した活躍をし、広く市民に親しまれ、市民に喜びと希望を与えるとともに、市民の名声を大いに高めた市民または市に関係する個人もしくは団体を表彰するため、大仙市表彰規則として制定するものであります。

昨年8月、日本人女性として初めて中国とパキスタンの国境、カラコルム山脈にある世界第二の高峰K2への登頂に成功した小松由佳さんや昨年暮れの「KEIRING

ランプリ 2006」で優勝した有坂直樹さんのように、大仙市民及び大仙市に縁のある方々が成した偉業に対し、市民賞を贈りその榮譽を讃えたいと考えておりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

以上をもちまして招集の挨拶とさせていただきます。

午前 10 時 08 分 開 会

○議長（橋本五郎君） これより本日の会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 本日の会議は、議事日程第 1 号をもって進めます。

○議長（橋本五郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、議長において 3 番小山誠治君、4 番佐藤隆盛君、5 番藤井春雄君を指名いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第 3、この際、諸般の報告をいたします。

はじめに、議員の辞職についてを報告いたします。

去る 1 月 29 日に 9 番石塚柏君から、1 月 31 日付けをもって議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第 126 条の規定により、1 月 31 日にこれを許可いたしましたのでご報告いたします。

次に、例月現金出納検査結果が市代表監査委員から提出されましたので、これを別紙お手元に配布のとおり報告いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第 4、議案第 1 号から日程第 6、議案第 3 号までの 3

件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） はじめに、議案書の１ページから３ページまでをご覧くださいと思います。

議案第１号、字の区域の変更について、ご説明申し上げます。

平成１６年９月に発生いたしました台風２１号に伴う豪雨によりまして、協和地域船岡地区の県道唐松宇津野線の法面の一部が崩壊し、全面通行止めとなったことから、秋田県において災害復旧工事を行っていましたが、当該工事が隣接する国有林に及ぶものであったことから、秋田県は当該土地を国から買い受ける必要があったものであります。今般、工事の完了に伴い、買い受け面積が確定したことから、秋田県において所有権移転登記手続きを進めようとしておりますが、国有林には土地の所在を示す字がなく、土地登記のための字を付す必要があることから、字の区域の変更を秋田県知事から依頼されたものであり、地方自治法第２６０条第１項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案書の４ページをご覧ください。

議案第２号、財産の処分について、ご説明申し上げます。

本案は、秋田県が平成３年度から進めている協和地域淀川地区の淀川広域基幹河川改修工事用地として淀川財産区有地を秋田県に売却するため、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

秋田県に売却する土地は、議案記載のとおり合計１５筆、面積３１，４３０．７７㎡で、処分価格は３，５６１万８，３７７円であります。

次に、議案書の５ページをご覧ください。

議案第３号、平成１８年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、県営淀川広域基幹河川改修工事に伴う淀川財産区の土地売払いについての補正でありまして、入会地損失補償費や基金積立金を補正するものであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ３，３６４万円を追加し、補正後の予算総額を３，６２８万７千円とするものであります。

次に、１０ページ・１１ページをお開きいただきたいと思います。と存じます。

歳入 1 款であります。財産収入は、土地売却収入といたしまして 3, 5 6 1 万 8 千円の補正であります。

2 款繰入金は、当初予算で計上しておりました基金繰入金として 1 9 7 万 8 千円がありましたけれども、それを減額補正するものであります。

次に、歳出 2 款総務費であります。土地売却に伴い、下淀川部落へ支払う入会地損失補償費といたしまして 6 0 1 万 7 千円の補正及び淀川財産区基金への積立金といたしまして 2, 7 6 2 万 3 千円の補正であります。

以上、各議案につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 件は、総務常任委員会に付託いたします。

この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 1 5 分 休 憩

.....
午前 1 0 時 3 5 分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 日程第 4、議案第 1 号から日程第 6、議案第 3 号までの 3 件を一括して再び議題といたします。

本 3 件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長。はい、3 0 番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 ご報告を申し上げます。

総務常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告を申し上げます。

はじめに、議案第 1 号「字の区域の変更について」は、協和地域の県道の災害復旧工事が完成したことに伴い県知事から依頼されたものであり、審査において格別なる質疑等もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決するべきものと決した次第でございます。

次に、議案第 2 号「財産の処分について」は、協和地域淀川地区の淀川広域基幹河川

改修工事用地として淀川財産区有地を県に売却するためのものであり、審査において格別なる質疑等もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第３号「平成１８年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第３号）」については、先の財産処分に伴う補償費及び基金積立金の補正であります。

審査において格別なる質疑等もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第１号及び議案第３号の２件を一括して採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本２件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第２号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第７、議案第４号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第４号、内小友財産区管理会財産区管理委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、同財産区管理委員の任期が明日２月７日をもって満了することから、その後任として議案記載のとおり選任いたしたく、大曲市内小友財産区管理会条例第３条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第４号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第４号を採決いたします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第８、議案第５号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第５号、大川西根財産区管理会財産区管理委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、同財産区管理委員の任期が明日２月７日をもって満了することから、その後任として議案記載のとおり選任いたしたく、大曲市大川西根財産区管理会条例第３条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第５号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第５号を採決いたします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 日程第９、議会運営委員会委員の選任を行います。

本件につきましては、先に報告いたしました石塚柏君の議員辞職に伴い、後任の議会運営委員会委員を選任するものであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

議会運営委員会委員に８番金谷道男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました金谷道男君を議会運営委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました金谷道男君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 日程第10、大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましても先に報告いたしました石塚柏君の議員辞職に伴い、後任の大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名推選は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大曲仙北広域市町村圏組合議会議員に19番大坂義徳君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました大坂義徳君を大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大坂義徳君が大曲仙北広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました大坂義徳君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（橋本五郎君） 以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成19年第1回大仙市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時47分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員